

中国を見て・感じて・探る…大連事務所発のレポート

大連のネットニュース「人民報」より

日本の地方 2 銀行 人民元建て口座を開設へ

日本の地方銀行の滋賀銀行と池田泉州銀行が近く、三菱東京 UFJ 銀行の中国現地法人で人民元建て口座を開設する運びとなった。これにより日本の地方銀行も、中国市場に進出する日系企業に人民元建て決済業務を提供することが可能になる。中新網が伝えた。

中国業務を取り扱う日系企業がますます多くなり、海外業務を得意分野としない地方銀行では顧客の企業に提供できるサービスに限界が生じていた。今回口座を開設する両行は、大手行の力を借りてサービスの充実をはかりたいとしている。

ある関係者によると、地方銀行が三菱東京 UFJ の中国法人で人民元建て口座を開設するのは、今回が初めてのケースだという。人民元建て決済業務はこれまで中国資本銀行でしか行うことができなかった。中国政府が制限を緩和するにつれた、中国に支店や口座をもつ外資系銀行も同業務を段階的に取り扱えるようになった。

これまで地方銀行の顧客である企業が、人民元建ての送金や決済を行おうとする場合、人民元決済業務を取り扱う 大手行を利用するしかなかった。ある地方銀行の幹部は「顧客の中には中国市場に進出するために大手行に流れる人もいる」と話す。このため、何らかの方法で 人民元建て金融サービスを提供できるようにすることが地方銀行の新たな課題として浮上していた。

三菱東京 UFJ にとっては、地方銀行が口座を開設することで中国法人の預金総額が増えるというメリットがある。

みずほコーポレート銀行は今後、企業向けに国内での人民元建て口座開設サービスを展開する予定だ。盛んな日中間のビジネス往来に対応するため、各大手行は熾烈な競争を繰り広げている。

日系金融機関は、都市銀行・地方銀行にかかわらず、海外に数多くの支店を設けていた時代があった。しかし、国際業務を営む金融機関に対し、自己資本比率 8%以上の確保を義務化する規制(BIS 規制)が導入されて以降、多くの銀行が海外支店業務から撤退した経緯がある。

銀行が海外進出する形態は「支店」「駐在員事務所」に分けられる。

支店を設置すれば、本国の母体行が上記 BIS 規制の対象になる上、なにより現地当局による様々な規制の中で新たに一つの金融機関を設立することになり、膨大なエネルギーと投資コストがかかる敷居の高い形態だ。その代わりに、現地でもれっきとした金融機関であるので、取引先現地法人への直接融資や預金、外為の取扱が可能になる。(ただし、中国では預金や貸出の総量、人民元通貨の取扱高などで規制もある。)

その前段階である、駐在員事務所を設置している銀行は少なくない。取引先企業の進出が多い地域、あるいは今後多くの進出が見込まれる地域に設置することが多く、現地情報の収集と提供が主目的で、地銀に多い形態だ。意外に知られていないが、その地銀が提携先の現地銀行(中国銀行など)に債務保証を行う形で、取引先企業に資金調達させることも可能だ。

記事にあるのは、日本国内の地銀がメガバンクの現地支店に口座を開設、その口座を使って取引先に人民元取引を提供するもの。人民元建ての貿易決済を行いたい、という取引先からのニーズをメガバンクへ「取りこぼさない」ための対策だ。

外為業務の中でも、L/Cのような与信が伴う取引はともかく、送金などは、銀行にとってリスクが殆ど無い割に収益は大きい取引だ。またメガバンクにとっても、地銀名義のまとまった資金量が確保できるため、双方にとってメリットがある形態といえる。

日本国内では大ざっぱに言うと、メガバンクが大手企業、地銀や信金等が中小企業、という様なマーケットの住み分けがあった。近年その構図が徐々に崩れてきていることに加え、中小企業による対中国ビジネスが活発になってきたこともあり、それに伴って地銀勢も海外サービスの充実に熱を上げている、といった格好だ。

今までにも「やろうと思えばできた」ことではあるが、記事にあるように実際にその一歩を踏み出したことは、他の地銀や中小企業へ与える影響は決して小さくは無いように思える。